

# 第4次南部町男女共同参画プラン(概要版)

## ○目指すべき姿

すべての「人」が個人として尊重され、性別にかかわらず、家庭・地域・社会のあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮し、「協働」して、心豊かな活力のある充実した生活を送ることができる社会

## ○第4次南部町男女共同参画プラン策定の背景

- ・第3次南部町男女共同参画プランの計画期間終了に伴う、新たなプランの策定
- ・意識調査結果を踏まえた、性別役割分担意識や意識と行動の乖離などの課題への対応
- ・少子高齢化・人口減少が加速する中での、持続可能な地域社会の実現
- ・鳥取県の新計画「第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」との整合性の確保
- ・第3次南部町男女共同参画プランに引き続く女性活躍推進法への対応
- ・意識変革から制度・環境整備まで、多角的・総合的な取り組みを推進

## ○基本理念

「南部町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく7項目

- 1 男女が性別による差別なく、個人として能力を發揮できる機会の確保
- 2 固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行が、自由な選択を妨げないよう配慮
- 3 男女が対等な構成員として、あらゆる分野の意思決定に共同参画できる機会の確保
- 4 家事・育児・介護などの家庭生活と、職場・地域活動を両立できる環境づくり
- 5 妊娠・出産など性と生殖に関して互いの意思を尊重し、生涯を通じた健康な生活への配慮
- 6 女性に対するあらゆる暴力（身体的・心理的・経済的・性的）は人権侵害であり、根絶されること
- 7 国際社会の取り組みと協調して推進

## ○計画の性格

- ・本プランは「南部町における部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす総合計画」の施策を推進するための指針となるもの
- ・「男女共同参画社会基本法」・「女性活躍推進法」・「南部町男女共同参画推進条例」に基づき策定
- ・鳥取県の新計画「第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」との整合性を図る

## ○計画の期間

令和8年度から令和12年度の5年間

ただし社会情勢の変化などに応じて、必要な見直し行う

## ○計画の進行

- 1 推進体制  
「南部町男女共同参画審議会」によるプランの進捗管理及び改定内容・重要事項についての審議
- 2 施策推進  
所管分野の特性を踏まえた庁内関係各課の緊密な連携と、情報共有に基づく分野横断的かつ効率的な施策の推進

## ○令和5年度男女共同参画意識調査の結果

女性の働き方

<b>理想</b> 「仕事と家庭、地域活動等のバランスをとりたい」と考える女性の割合	29.8%
<b>現実</b> 「仕事と家庭、地域活動等のバランスがとれている」と感じている女性の割合	11.4%

職場における男女の地位に関して、「男性優遇傾向」が依然として根強く残っている

女性の地域・社会活動

政治等や行政の施策・方針決定は、「男性優遇傾向」が依然として根強く残っている

地域における活動に女性リーダーが少ない最大の理由の回答上位は「慣習」と「男性中心の組織運営」

健康上の理由で働けない・社会参加できない人が一定数存在

ドメスティック・バイオレンス（DV）※<sup>1</sup>被害の経験がある割合 全体 9.9%  
男性被害者は被害経験の相談率 0%

セクシュアルハラスメント※<sup>2</sup>被害経験者が5年間で増加  
平成30年度全体（前回調査） 21.9% → 令和5年度全体 23.7%

職場、政治・行政、社会通念・しきたりで「男性優遇傾向」を感じる方が多い  
学校・教育は比較的平等感が高い  
→ 社会に出るとその平等性が失われやすいという課題が浮き彫りになっている

男性の家庭参画に必要なことの回答上位は、「男女がお互いの個性と能力を認め合い、補い合うこと」や「夫婦・家族間のコミュニケーションの充実」

男性の役割：地域活動・冠婚葬祭行事の出席・家の修理 女性の役割：家事・育児・介護  
→ 固定的な性別役割分担が無意識のうちに刷り込まれている

## ○第4次南部町男女共同参画プランの体系

基本目標	重点目標	基本的施策
1 ウェルビーイング※ <sup>3</sup> に向けた環境づくり	A 働く場における 女性の活躍推進	①ワーク・ライフ・バランス※ <sup>4</sup> の推進 ②ライフステージに応じた子育て・介護支援 ③女性の起業・キャリア支援と企業における女性の活躍推進 ④農林商工業における経営参画の推進
	B 地域・社会活動に おける女性の活躍推進	⑤政策・方針決定の場への女性参画の推進 ⑥地域活動等における男女共同参画の推進
2 安心・安全に暮らせる 社会づくり	C 生涯を通じた 健康支援	⑦生涯を通じた健康の保持増進 ⑧妊娠・出産等に関する支援
	D 誰もが安心して 暮らせる環境整備	⑨防災・災害復興における男女共同参画の推進 ⑩高齢者・障がい者・外国人等が暮らしやすい環境整備 ⑪ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 ⑫性の多様性を前提とした社会システムの構築
	E ジェンダー※ <sup>5</sup> に基づく あらゆる暴力の根絶	⑬暴力のない安心な環境づくりに向けた取り組み
3 男女共同参画社会の実現に 向けた基盤づくり	F 気づきから始める 男女共同参画	⑭全世代を対象とした男女共同参画の推進とアンコンシャス・バイアス※ <sup>6</sup> の解消 ⑮全世代を対象とした家庭生活・地域生活への参画推進

※<sup>1</sup> ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

※<sup>2</sup> セクシュアルハラスメント：性的な言動によって、相手の尊厳を侵害する行為

※<sup>3</sup> ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること

※<sup>4</sup> ワーク・ライフ・バランス：仕事や職業生活と、家庭生活・地域活動・趣味・学習などの生活全般とのバランスが取れた状態

※<sup>5</sup> ジェンダー：社会や文化によって期待される男女の役割、行動、活動、属性のこと

※<sup>6</sup> アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）：本人が気づかないうちに持つてしまう偏見や思い込みのこと